

## 電子入札による指名競争入札の留意事項

結城市が電子入札により指名競争入札に付する建設工事等の入札条件および留意事項等は、次のとおりである。

### 1 全般的な留意事項

- (1) 入札に際しては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、同法施工令（昭和 22 年政令第 16 号）、結城市契約規則（平成 17 年結城市規則第 38 号）、結城市建設工事執行規則（昭和 50 年結城市規則第 9 号）、結城市電子入札実施要項（令和 4 年告示第 207 号）、結城市電子入札運用基準（令和 4 年告示第 208 号）を遵守すること。
- (2) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為をしないこと。
- (3) 入札に当たっては、競争を制限する目的で入札参加者と入札価格等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。また、落札の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (4) 入札参加者が連合し、又は不誠実な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

### 2 入札方法及び提出資料

- (1) この入札は、入札及び届出等を電子入札システムにより行う案件である。  
ただし、ICカード再取得の申請中又は電子入札システム導入準備中等のやむを得ない事由があると認められた場合に限り、紙入札方式（郵便入札）に変えることができるものとする。なお、紙による入札を希望する場合は「紙入札方式参加承諾願（様式第 3 号）をファックスで提出することで紙入札（郵便入札）を承諾するものとする。」  
『紙入札方式参加承諾願（様式第 3 号） <https://www.city.yuki.lg.jp/page/page000254.html>』
- (2) 入札書は、電子入札システムにより提出するものとし、持参、電報又はファックスによる入札は認めない。ただし、(1)により承諾を得た場合には、郵送（簡易書留に限る。）により入札書を提出することができる。  
入札書は、『開札日の前々日の午後 6 時』までに電子入札システムにより提出するものとし、入札書が正常に送信されたことを入札書受信確認通知等により確認すること。紙入札による場合は、『開札日の前々日まで』に簡易書留郵便（持参、電報又はファックスは認めない。）により提出すること。
- (3) 入札執行回数は、原則 2 回を限度とする。  
再入札（2 回目）の日時については、結城市役所総務部契約管財課より電話連絡するので、入札当日の改札時間帯は連絡がとれる体制を整えておくこと。

入札参加者は、指定された時刻までに電子入札システムにより提出すること。

ただし、紙入札の場合は、持参により再度入札書を提出するものとする。

また、再入札を行っても落札者が決定しない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約に移行することができる。

- (4) 提出した入札書の引換え、変更又は取消しは認めない。入札金額の入力ミス等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札価格の無効の訴えを提起できないものとする。
- (5) 入札を希望しない場合は、入札書を提出するまではいつでも辞退することができる。入札を辞退するときは、入札書の提出期間中に電子入札システムにより提出するものとする。紙入札による場合は、郵送又は持参によるものとし、「入札辞退届」を入札書提出期限日までに結城市役所総務部契約管財課まで提出すること。なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- (6) 紙入札の承諾を得た者は、書面により資料の提出及び入札等を行うことができる。なお、この場合における書面は、紙媒体に限るものとする。
- (7) 電子入札システムにより入札書を提出する際は、入札書にくじ番号（任意の3桁の数字）を入力すること。  
紙入札による場合のくじ番号は、紙入札業者が入札書に3桁のくじ番号を記入するものとし、くじ番号が記載されていないものは「000」として取扱うものとする。
- (9) システムの障害又は故障等やむを得ない事情がある場合には、入札書受付締切予定日時及び開札予定日時の変更を行い、電話、ファックス等の方法により入札参加者にその旨を通知するものとする。なお、電子入札システムが長期にわたり停止する場合には、全面的に紙入札に切り替えるものとする。
- (10) 電子入札及び紙入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止又は延期する場合がある。

### 3 設計図書の閲覧

- (1) 設計図書の閲覧は、「入札情報サービス」によりインターネット上に公開するので、次のアドレスからダウンロードすること。

URL : <http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/ppi.html>

- (2) 入札通知書及び設計図書関係書類については、「入札情報サービス」から調達機関で「結城市」を選択し、「指名入札案件情報検索画面」より指名を受けた工事案件を検索し、「指名競争入札案件情報検索ログイン画面」より電子入札システムの入札通知書で確認した「発注図書取得パスワード」を入力し、ログイン後に閲覧並びにダウンロードすること。設計図書の閲覧及びダウンロード方法については、次のアドレスにより確認すること。

『指名入札における発注図書の閲覧方法について』

[http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/downloadfiles/tosyo\\_download\\_v5.pdf](http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/downloadfiles/tosyo_download_v5.pdf)

#### 4 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は任意様式とするが、様式は A4 版（縦使い又は横使いいずれも可）を基本とする。
- (3) 工事費内訳書は、工事名、商号又は名称、代表者名を記した表紙に当該工事の閲覧用図書の本工事費内訳書を利用して、単価、金額欄を記入したものを添付しても良い。（この場合、工事価格欄の概要欄には、「見積価格（入札書の見積り金額）」と記入し、金額を記載すること。）
- (4) 工事費内訳書の提出期間は、入札書の提出期間と同期間とし、電子入札システムにより電子ファイル（TIF 形式）で提出すること。

提出資料を TIF 形式に変換する方法については、次のアドレスにより確認すること。

『Word 又は Excel から TIF 形式のファイルを作成する方法』

<http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/tool.html>

紙入札の場合は、入札書と併せて郵送（簡易書留郵便）により提出すること。

工事費内訳書が同封されていない場合及び簡易書留による郵便でない場合、受付期限までに到着しない場合や入札書と工事費内訳書の金額が同じでない場合は無効とする。

- (5) 工事費内訳書は、閲覧用図書に参考資料として添付されている本工事費内訳書の細別・企画程度まで記載するものとする。なお、工事費内訳書は積算の内訳を明らかにするものであることから、端数処理の場合を除いて、「値引き」や「割引」など理由のない減額項目を記載してはならない。

#### 5 開札

- (1) 開札の立会いは、入札事務に関係のない市職員が立会いをする。なお、電子入札システムによる入札（開札）であることから、入札参加者の立会いは求めない。

#### 6 入札の無効

結城市契約規則（平成 17 年規則第 38 号）第 11 条各号のいずれかに該当するもののほか、次の入札書は無効とする。

- (1) 入札書を 2 通以上提出した場合
- (2) 紙入札の場合で、記名押印のない場合
- (3) 工事費内訳書の提出がない場合
- (4) 入札執行（開札）日までに指名停止を受けた場合
- (5) 電子入札の場合で、有効な電子証明書を取得していない者が入札をした場合

- (6) 承諾を得ずに紙入札をした場合
- (7) 電子入札と紙入札の両方を行った場合
- (8) 電子入札による場合で、入札者本人又は第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む場合
- (9) 入札金額その他所定の情報が記録又は記載されていない入札書を提出した場合
- (10) 紙入札の場合で、受付期限を過ぎて入札書が提出された場合

## 7 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定方法は、地方自治法第 234 条の定めるところにより予定価格の範囲内で最低価格で入札書の提出をした者を落札者とするを原則とする。
- (2) 落札に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札となるべき同一金額の入札をした者が 2 人以上あるときは、システムにより落札者を決定する。ただし、システムによるくじ引きの手続きが困難な場合には、市長が指定する場所及び日時においてくじ引きの手続きを行い、落札者を決定するものとする。

## 8 その他

- (1) 電子入札システムに関する操作方法等については、『いばらき電子入札共同利用HP』または『茨城県建設工事等電子入札システム 電子入札システム操作マニュアル-受注者編-』を参照すること。

『いばらき電子入札共同利用』 <http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/>

『茨城県建設工事等電子入札システム 電子入札システム操作マニュアル-受注者編-』  
<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kensa/kanri/ebid/sousahouhou.html>

### (2) 参考URL

・ 結城市 電子入札について <https://www.city.yuki.lg.jp/page/dir009552.html>

・ 電子入札システム <http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/nyusatsu.html>

・ 入札情報サービス <http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/ppi.html>

(入札情報サービスの調達機関で「結城市」を選択)

9 問合せ先

結城市役所 総務部 契約管財課

住所 〒307-8501 結城市中央町二丁目3番地

電話 0296-34-0406 FAX 0296-32-5917

電子メール [keiyakukanzai@city.yuki.lg.jp](mailto:keiyakukanzai@city.yuki.lg.jp)